

個人情報保護制度

開かれた市政づくり

情報公開制度と個人情報保護制度は平成十年四月からスタートしました。情報公開制度は開かれた市政を実現するため、個人情報保護制度はプライバシーを守るための重要な制度です。ここでは、平成十三年度の実施状況をお知らせします。

制度の目的と利用の実績

□情報公開制度

市民の皆さんが市の持っている行政情報の公開を求める権利を保障するのが情報公開制度です。市の活動を市民の皆さんに説明することで、公正で開かれた市政の運営を確保するのが目的です。

平成十三年度の請求件数は五十三件で、このうちすべての内容を公開したものは、二十六件でした。非公開としたものは、印鑑の印影や個人の住所、電話番号などです。

□個人情報保護制度

市が行う個人情報の取り扱いに必

要なルールを定めて、自分の情報を見たり、間違いを正しく直させたりする権利を保障するのが、個人情報保護制度です。プライバシーを守り、公正で開かれた市政の推進などに役

立ちます。
平成十三年度の請求件数は四十二件でした。このうち三十一件は、市立前橋高校の入学試験の科目別得点を本人に開示したものです。

主な情報の公開請求	
請求内容	決定区分
平成12年4月から平成13年3月までの市長交際費の補助簿	公開
平成10年度、平成11年度における市立幼稚園、小学校、中学校で使用することを目的に購入した、農薬および消毒薬の種類および量が分かる書類	公開
平成12年度食糧費の内訳	公開
平成13年度広報まえばしの単価見積書、単価契約書	部分公開 ①入札代理人の住所は、個人が識別される情報であるため非公開②印鑑の印影は、偽造防止のため非公開
平成13年度の〇〇町行政自治委員、〇〇町自治会に対する市からの補助金などが分かる書類	部分公開 口座番号は、財産の保護のため非公開

